

委 託 契 約 書 (案)

近江米振興協会 ●● ●● (以下「甲」という。)と(企業名)(代表者役職)(代表者氏名)(以下「乙」という。)との間に、令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓事業委託業務(以下「委託業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務について、この契約書および令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)ならびに乙が提出した委託業務企画提案書に基づいて誠実に実施するものとする。

2 乙は、委託業務に関し、必要な事項について甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の契約期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託料)

第4条 委託業務に対する委託料は、金●●●●●●●●円(消費税等含む)とする。

(委託業務の調査・報告)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、または報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要がある場合において、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場面において、委託料または委託期間を変更する必要がある場合には甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けた場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償金額は甲乙協議して定める。

(検査および引渡)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、甲に対して業務完了報告書および実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

- 第8条 委託料の支払いは、精算払いとし、乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求を受理した日から30日以内に支払わなければならない。
 - 3 乙の請求により甲が必要と認めるときは、委託料の一部について前金払することができる。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかにより該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由により、委託期間内に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、委託業務に着手しないとき。
 - (3) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、甲が本契約を解除しても、乙は甲に対して損害および異議の申し立てをすることはできない。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

- 第10条 乙は、この契約の履行に当たり第9条第1項第3号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

- 第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(著作権)

第12条 本契約に基づき制作した成果物にかかる著作権は甲に属するものとし、甲および甲が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。

(その他必要事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 大津市松本1丁目2-20

近江米振興協会



乙